

6 高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について

平成29年1月1日から、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは、経過措置として、64歳以上の高年齢労働者（※）については雇用保険料が免除されることとなっていました。

※ 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の被保険者

令和2年4月1日からは、この経過措置が終了し、64歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となります。

このため、本年度の年度更新では、高年齢労働者に係る雇用保険料の申告・納付については以下のとおり、確定保険料と概算保険料で取扱いが異なりますのでご注意ください。

○令和元年度確定保険料

→ 昭和30年4月1日以前に生まれた方は免除となります。

このため、該当する者に支払われた賃金は、雇用保険料の算定基礎となる賃金から除外されます。ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は免除対象となりません。

※ 労災保険料及び一般拠出金については、免除されませんのでご注意ください。

○令和2年度概算保険料

→ 年齢にかかわらず、雇用保険料の支払いの対象となります。

このため、全ての雇用保険の被保険者に支払われた賃金が雇用保険料の算定基礎となります。

具体的な申告書の記入方法については、P.14及びP.16をご参照ください。